

2. 一般廃棄物会計基準

2 - 1 一般廃棄物会計基準とは？

(1) 一般廃棄物会計基準の概要

市町村が一般廃棄物処理事業に係るコスト分析及び評価を行い、その効率的な運営に努めるよう、国では以下を定めた「一般廃棄物会計基準」を策定しています。

一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法

- コスト分析の対象となる費用の定義
- 費用等の配賦方法
- 減価償却方法 等

< 一般廃棄物会計基準導入の目的 >

外部公表目的

一般廃棄物会計基準に従って作成した一般廃棄物処理事業の財務書類を公表することで社会に対する説明責任を果たす。

ホームページにおける公表や有料化の導入、収集区分の変更を行う際の説明資料として活用できます！

内部管理目的

一般廃棄物会計基準を一般廃棄物処理事業の管理ツールとして利用することによって、一般廃棄物処理事業の効率化を図る。

より効果的な制度の導入や効率的な一般廃棄物処理事業を検討する際の基礎資料として活用できます！

一般廃棄物会計基準における財務書類は、以下に示す3つの書類から構成されています。

| | |
|----------|--|
| 原価計算書 | 一般廃棄物処理そのものに要した費用・収益を廃棄物の種類ごとに表したもので、一般廃棄物処理の効率性を検証するための情報として役立てることができます。 |
| 行政コスト計算書 | 一般廃棄物処理に関する事業に要した費用・収益を表したもので、一般廃棄物処理の効率性を検証するための情報として役立てることができます。計画算定費用・普及広報費用等原価計算書の対象ではない費目も対象としています。 |
| 資産・負債一覧 | 一般廃棄物処理事業に係る資産・負債の状況を整理したもので、資産・負債を把握し、管理することで、資産の有効活用のほか、資産の更新や修繕の計画的な実施に役立てることができます。 |

(2) 一般廃棄物会計基準における用語の定義

一般廃棄物会計基準では、作業部門を収集運搬部門、中間処理部門、最終処分部門、資源化部門としています。また作業部門の管理を行う部門が管理部門です。

| | | |
|------|--------|--|
| 作業部門 | 収集運搬部門 | 回収拠点等から一般廃棄物を中間処理施設・資源化施設等まで収集し、運搬することを担う部門。管路収集運搬を含む。 |
| | 中間処理部門 | 焼却（溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。）ごみ固形燃料化、資源化を目的としない埋立処分のための破碎、減容化等を担う部門。 中間処理業務に加え、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門。 |
| | 最終処分部門 | 燃やさないごみ、焼却残さ、処理残さの埋立処分を担う部門。 |
| | 資源化部門 | 廃棄物を再生利用するために必要な選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオマスのメタン化等を担う部門。 処理工程との一体性から焼却処理に伴う焼却残さのスラグ化等再生利用や、廃棄物発電は資源化部門ではなく中間処理部門。 資源化業務に加え、資源化後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び資源化後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門。 |
| 管理部門 | | 作業部門の管理を行う部門。 |

（出所）環境省「一般廃棄物会計基準」を基に作成



中間処理部門と資源化部門の区分が、自治体独自方式と異なっている場合があります。

一般廃棄物会計基準では、一般廃棄物を以下の20種類に区分しています。市町村における一般廃棄物処理システムにあわせて、区分を設定します。収集していない廃棄物種類など、該当しない場合には入力する必要はありません。例えば、「びん」として色の区別なく収集している場合は、「その他のガラス製の容器」のみに入力し、「無色のガラス製の容器」「茶色のガラス製の容器」への入力が必要ありません。

| | |
|-------------|-------------|
| 燃やすごみ | 白色トレイ |
| 燃やさないごみ | プラスチック製容器包装 |
| 粗大ごみ | 紙製容器包装 |
| アルミ缶 | 紙パック |
| スチール缶 | 段ボール |
| 無色のガラス製の容器 | 古紙 |
| 茶色のガラス製の容器 | 古布 |
| その他のガラス製の容器 | 生ごみ |
| リターナブルびん | その他の資源ごみ |
| ペットボトル | その他のごみ |



一般廃棄物会計基準の利用目的にあわせて、原価や費用を算出したい廃棄物種類のみ入力をします。全ての廃棄物種類への入力が必要ありません。

市町村の目的にあわせて自由に活用いただくことができます。

(3) 原価計算書

「原価計算書」では、一般廃棄物の種類ごと、部門（収集運搬・中間処理・資源化・最終処分）ごとの費用や原価を把握することができ、外部公表にも内部管理にも有効に活用することができます。

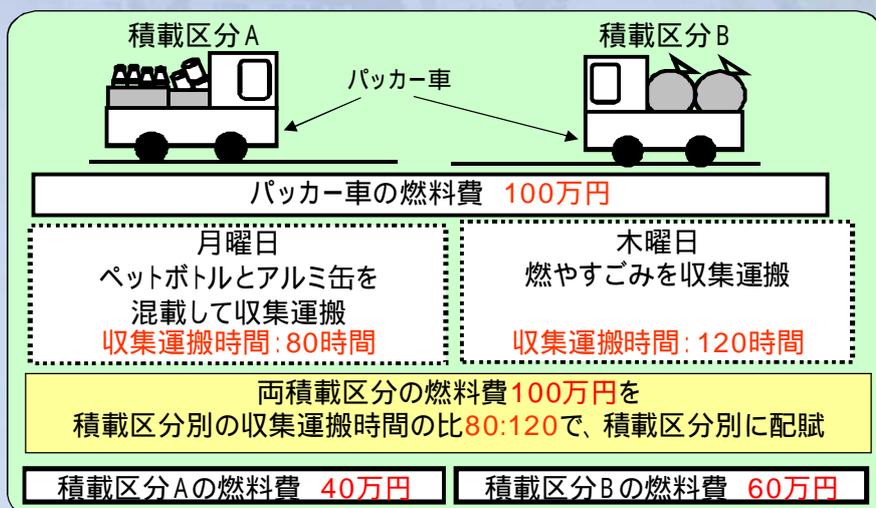
「原価計算書」では、対象期間に収集運搬した一般廃棄物・直接搬入された一般廃棄物の収集運搬・中間処理・資源化・最終処分及びその管理を対象としています。一般廃棄物の種類ごとに対象期間に要した費用や得られた収益を整理し、取扱量あたりの費用を原価として定義しています。

< 原価の定義 >

$$\text{燃やすごみの収集運搬部門原価} = \frac{\text{燃やすごみの収集運搬に要した費用}}{\text{燃やすごみの収集運搬量}}$$

$$\text{燃やすごみの総原価} = \frac{\text{燃やすごみの収集運搬～最終処分に要した費用}}{\text{燃やすごみの収集運搬量 + 燃やすごみの直接搬入量}}$$

< 収集運搬部門における費用の配賦方法の例 >



会計支援ツールを利用することで積載区分や廃棄物種類ごとへの配賦を自動で行うことができます。是非ご活用ください。

2 - 2 会計支援ツールとは？

市町村が、一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成することを支援する「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール（以下「会計支援ツール」という。）」を環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ac/index.html）で公表しています。

会計支援ツールでは、財務書類を作成するために必要な情報を入力すると、一般廃棄物会計基準に基づき廃棄物種類ごとの配賦を自動で行い、財務書類を作成します。会計支援ツールは Microsoft Office Excel®ファイルで作成されています。

< 会計支援ツールの構成 >

| | |
|--------|--|
| 設定ファイル | 基礎情報の入力や一般廃棄物処理システム等の基本事項の設定を行うファイルです。 |
| 入力ファイル | 財務書類を作成するために必要な情報を入力するファイルです。 |
| 算出ファイル | 財務書類を作成するための各種計算を行うファイルです。 入力の必要はありません。 |
| 出力ファイル | 財務書類の出力を行うファイルです。 入力の必要はありません。 |
| 分析ファイル | 作成した財務書類の分析を行うファイルです。 複数年度の財務書類を作成することで、経年変化の分析等を行うことができます。 |

< 会計支援ツールの特徴 >

入力情報のチェック機能

未入力の項目がないか、入力した情報に不整合がないかなどを確認することができます。

入力支援機能

一般廃棄物処理システムの基本事項を設定することで、入力が必要なシートや廃棄物種類のみを表示します。入力が必要な箇所がわかりやすい仕組みとなっています。

自動計算機能

入力した内容を基に、一般廃棄物会計基準に基づいた配賦方法等により費用や原価を算出します。また、「1人当たりの原価」「1世帯当たりの原価」「施設ごとの原価」も自動で出力されます。

分析機能

廃棄物の種類ごと、作業部門ごとの費用や原価の経年変化等を表やグラフで見ることができます。

具体的な使用方法については、環境省ホームページ上の一般廃棄物会計基準や会計支援ツールのマニュアルをご確認ください。



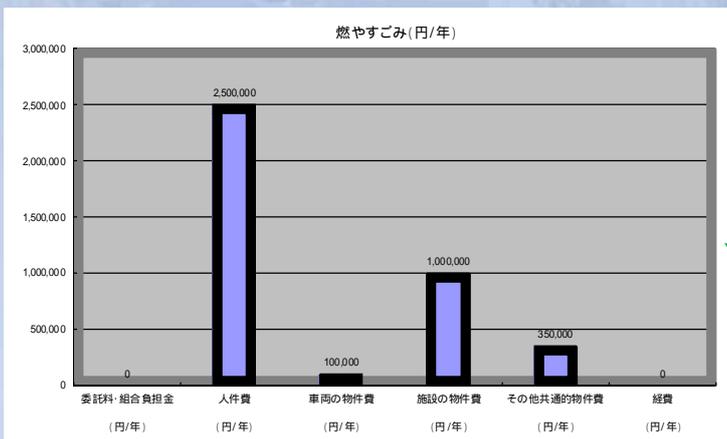
廃棄物発電のコストを計算できるように、「会計支援ツール」を改定しました。
是非ご活用ください。

<分析機能の紹介>

会計支援ツールでは、単年度分析や経年変化分析を行うことができます。作成することができる表・グラフは以下のとおりです。

| 分析対象 | シート名 | 分析内容 | 概要 |
|--------|--------|-----------------------|--|
| 単年度分析 | 単年度分析 | 廃棄物種類ごとの作業部門の原価 | 廃棄物種類別に作業部門ごとの原価を表示します。作業部門ごとの原価の比較や作業部門の原価の廃棄物種類による違いを見ることができます。 |
| | 単年度分析 | 廃棄物種類ごとの対象部門の費用及びその内訳 | 廃棄物種類別に設定した部門の費用及びその内訳を表示します。廃棄物種類ごとに設定した部門について、どこに費用がかかっているか見ることができます。 |
| | 単年度分析 | 廃棄物種類ごとの総原価 | 廃棄物種類別の総原価を表示します。総原価の廃棄物種類による違いや収集運搬している廃棄物と直接搬入している廃棄物の総原価を比較することができます。 |
| 経年変化分析 | 経年変化分析 | 廃棄物種類ごとの原価 | 廃棄物種類別に作業部門ごとの原価を表示します。廃棄物種類別の作業部門原価の経年比較ができます。処理システムの変更などがあった場合に、その変更が原価へ与える影響を見ることができます。 |
| | 経年変化分析 | 廃棄物種類ごとの費用及び収益 | 廃棄物種類別に部門ごとの費用、収益を表示します。廃棄物種類別に部門ごとの費用・収益の経年比較ができます。資源化方法の変更などがあった場合、その変更による費用・収益への影響を見ることができます。 |
| | 経年変化分析 | 廃棄物種類ごとの取扱量 | 廃棄物種類別に作業部門ごとの取扱量を表示します。経年変化分析及びとともに活用することで、取扱量と原価・費用等の関係を見ることができます。 |

(出所) 環境省 一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール



単年度分析

<燃やすごみ、収集運搬部門の費用及びその内訳>

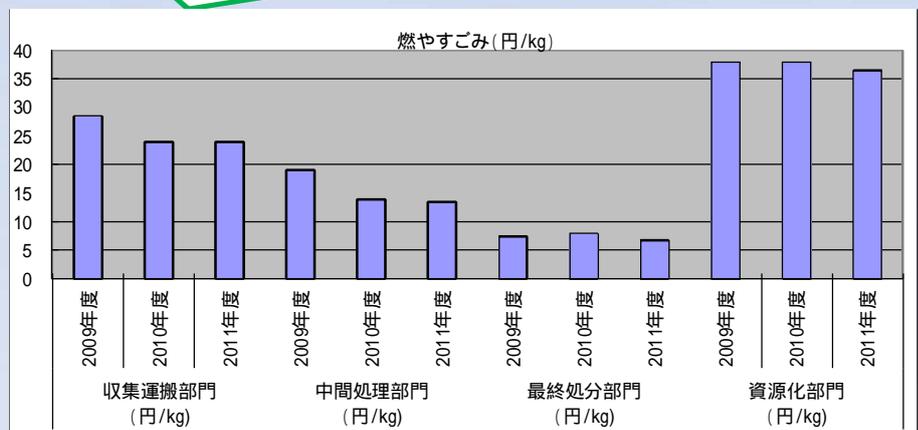
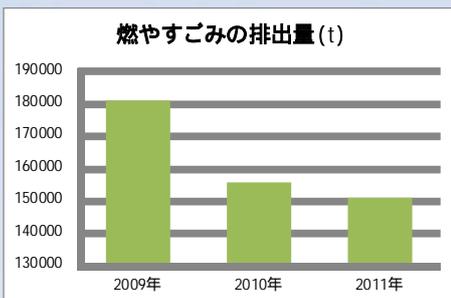
対象とする廃棄物種類、部門を選択することにより費用の内訳を簡単に確認できます。

ごみの排出量と比較分析することで、削減を行うことによる費用対効果が高い部門と低い部門がわかるなど、他の指標と組み合わせることで更なる分析を行うこともできます。

経年変化分析

<燃やすごみ・部門毎の原価>

対象とする廃棄物種類の部門ごとの原価の経年変化を分析できます。



「分析ファイル」以外でも、「出力ファイル」を利用して様々な分析を行うことができます。2-4、2-5、2-6の活用例をご覧ください。

2 - 3 会計支援ツールを簡易的に利用する方法～実態調査を活用する場合～

(1) 実態調査と会計基準の違い

環境省が毎年度実施している一般廃棄物処理実態調査（以下、「実態調査」という。）に市町村が回答した内容を活用して、会計支援ツールを簡易的に利用することができます。

実態調査と会計基準の主な相違点は以下のとおりです。実態調査の廃棄物種類と会計基準の廃棄物種類は異なりますが、実態調査に則った廃棄物種類の区分での入力が可能です。

・処理部門の定義が異なります

実態調査：収集運搬部門、中間処理部門、最終処分部門

会計基準：収集運搬部門、中間処理部門、最終処分部門、資源化部門

実態調査と会計基準では、中間処理部門の定義が異なります。施設との対応関係は以下のとおりです。

| 会計基準の作業部門 | 実態調査における施設 |
|-----------|---------------------------------|
| 中間処理部門 | 焼却施設、粗大ごみ処理施設 その他の施設（中間処理施設） |
| 資源化部門 | 資源化施設、燃料化施設、保管施設 |

・「建設・改良費（工事費）」や「退職金」の扱いが異なります

実態調査：減価償却は行わず、建設・改良費として発生した年度に計上する。

退職金も発生した年度に計上する。

会計基準：建設・改良費は、減価償却を行い減価償却費として計上する。

退職金は退職給付引当金繰入額相当額を計上する。

<追加で情報収集が必要な項目>

過去の施設の「建設・改良費」「車両の購入費」

現在稼働中の施設や車両について、過去の実態調査から「建設・改良費」や「車両の購入費」に関する情報を収集する必要があります。

市町村の退職金に係る情報

退職給付引当金繰入額相当額を計上するために必要な情報を収集する必要があります。

ただし、当該項目を含めずに原価を算出したい場合には、情報収集は不要です。

処理及び維持管理費

実態調査では、処理及び維持管理費は作業部門ごとに一括の値を入力することとなっていますが、会計基準では施設ごとや委託ごとに費用を計上する必要があります。

(2) 実態調査を活用した入力方法

廃棄物種類の設定

「設定ファイル」では実態調査の廃棄物種類の区分にあわせて、部門ごとの作業主体等の必要な設定を行います。実態調査の区分の中でも収集していない廃棄物種類については、設定する必要はありません。

<実態調査における廃棄物種類の区分>

可燃ごみ(混合ごみ)、不燃ごみ、資源ごみ、その他のごみ、粗大ごみ
 混合ごみとして収集している場合は、当該廃棄物の情報を「可燃ごみ」の箇所に入力してください。

実態調査を参考とした入力

実態調査の結果を参考として、入力ファイルに必要な情報を入力します。

4. 収集運搬部門～収集運搬量～

| 廃棄物種類 | 収集運搬量 (t/年) | | | | | | | | | |
|--------|----------------|-----------------------|----------------------------|--------------------|------------------|----------------|-----------------------|----------------------------|--------------------|------------------|
| | 家庭系 | | | | | 事業系 | | | | |
| | 直営による 収集運搬量 | 公設民営 の場合の 収集運搬量 | 委託業者も しくは組合によ る収集運搬量 | 収集運搬量合計 | | 直営による 収集運搬量 | 公設民営 の場合の 収集運搬量 | 委託業者も しくは組合によ る収集運搬量 | 収集運搬量合計 | |
| | | | | 直営+ 公設民営+ 委託 | 左のセルの値 と異なる場合 | | | | 直営+ 公設民営+ 委託 | 左のセルの値 と異なる場合 |
| 可燃ごみ | | | | 0 | | | | | 0 | |
| 不燃ごみ | | | | 0 | | | | | 0 | |
| 資源ごみ | | | | 0 | | | | | 0 | |
| その他のごみ | | | | 0 | | | | | 0 | |
| 粗大ごみ | | | | 0 | | | | | 0 | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(1) 生活系ごみ搬入量 14

| 収集区分 | 実施形態 | 実施形態 | | | |
|--------|------|------|----|----|------|
| | | 直営 | 委託 | 許可 | 直接搬入 |
| | | 01 | 02 | 03 | 04 |
| 混合ごみ | 01 | t | t | t | t |
| 可燃ごみ | 02 | t | t | t | t |
| 不燃ごみ | 03 | t | t | t | t |
| 資源ごみ | 04 | t | t | t | t |
| その他のごみ | 05 | t | t | t | t |
| 粗大ごみ | 06 | t | t | t | t |

(2) 事業系ごみ搬入量 15

| 収集区分 | 実施形態 | 実施形態 | | | |
|--------|------|------|----|----|------|
| | | 直営 | 委託 | 許可 | 直接搬入 |
| | | 01 | 02 | 03 | 04 |
| 混合ごみ | 01 | t | t | t | t |
| 可燃ごみ | 02 | t | t | t | t |
| 不燃ごみ | 03 | t | t | t | t |
| 資源ごみ | 04 | t | t | t | t |
| その他のごみ | 05 | t | t | t | t |
| 粗大ごみ | 06 | t | t | t | t |

実態調査

5. 収集運搬部門～直接搬入量～

| 廃棄物種類 | 直接搬入量 (t/年) | | |
|--------|--------------|------------------------|---------|
| | 家庭系 | 事業系 | 直接搬入量合計 |
| | 持込による受 入量 | 許可業者及び 持込による受 入量 | |
| 可燃ごみ | | | 0 |
| 不燃ごみ | | | 0 |
| 資源ごみ | | | 0 |
| その他のごみ | | | 0 |
| 粗大ごみ | | | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 |



詳細な対応関係は会計支援ツールのマニュアルに掲載していますので、ご確認ください。

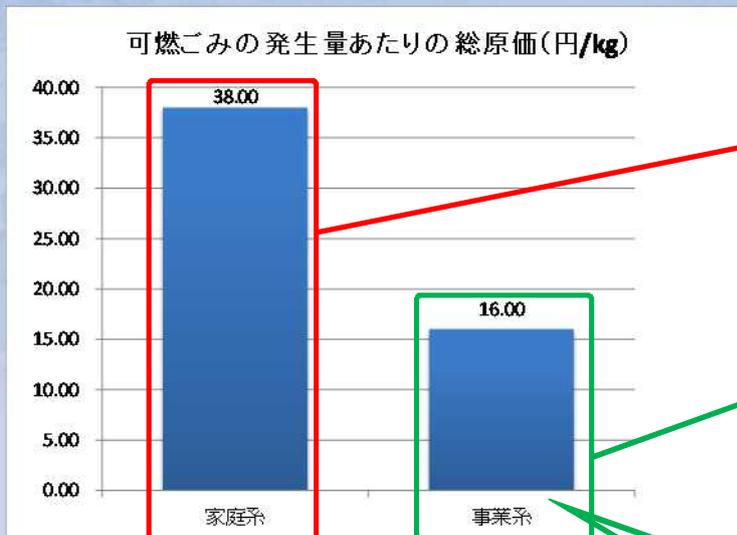
2 - 4 有料化の料金設定の根拠としての活用例

一般廃棄物会計基準では、廃棄物の種類ごとに原価を算出することができるため、有料化を検討する際の資料として活用することができます。

廃棄物種類ごとの費用・原価を把握した上で、原価に対する割合を設定すれば、手数料の料金を設定できます。

活用例 有料化の料金設定に活用

廃棄物種類ごとの総原価を算出することにより、ゴミ袋や持ち込み手数料の料金設定に活用する。



家庭系可燃ごみの費用には、以下が含まれます。
 収集運搬部門の費用
 中間処理部門の費用
 最終処分部門の費用

事業系可燃ごみ(直接持ち込みの場合)の費用には、以下が含まれます。
 中間処理部門の費用
 最終処分部門の費用

家庭系ごみと事業系ごみの総原価は、「入力ファイル」と「出力ファイル」の結果を基に算出しています。

家庭系ごみの指定袋の料金を、原価の1割+指定袋の作成費用と設定した場合

<原価の1割>

$$38 \text{ 円/kg} \times 1 \text{ 割} = 3.8 \text{ 円/kg}$$

<45リットル用の袋の場合>

45を可燃ごみの高密度「4.09 /kg」を基に、重量に変換

$$\frac{45}{4.09} \times 1 / (4.09 / \text{kg}) = 11.0 \text{ kg}$$

11.0kgの場合

$$\frac{3.8 \text{ 円/kg} \times 11.0 \text{ kg}}{45} = 41.8 \text{ 円}$$

45あたり「41.8円」

家庭系ごみの指定袋(45)の料金を、原価の1割に指定袋の作成費用(1袋あたり8円)を上乗せして、「50円(42円+8円)」と設定

事業系ごみの持ち込み手数料を、原価の8割と設定した場合

<原価の8割>

$$16 \text{ 円/kg} \times 8 \text{ 割} = 12.8 \text{ 円/kg}$$

<10kgあたりの手数料の場合>

10kgの場合

$$\frac{12.8 \text{ 円/kg} \times 10 \text{ kg}}{10 \text{ kg あたり}} = 128 \text{ 円}$$

10kgあたり「128円」

事業系ごみの持ち込み手数料を原価の8割とし、10kgあたりの持ち込み手数料を「128円」と設定

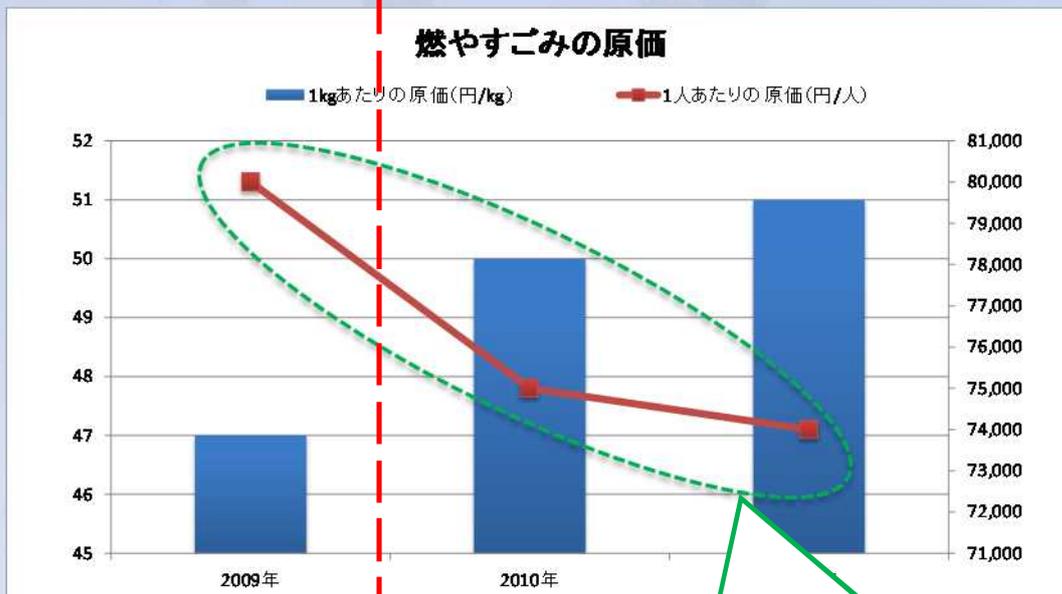
有料化の効果の測定に一般廃棄物会計基準を使用することもできます。

有料化の効果の測定に当たっては、ごみ 1t 当たりの原価に加えて、1 人当たりの原価や 1 世帯当たりの原価の経年比較を行うことができます。

活用例 有料化導入の効果検証に活用

有料化導入前後の排出量や 1t 当たりの原価、1 人当たりの原価等と比較することで、ごみ削減量だけでなく費用面での効果検証に活用する。

有料化の導入



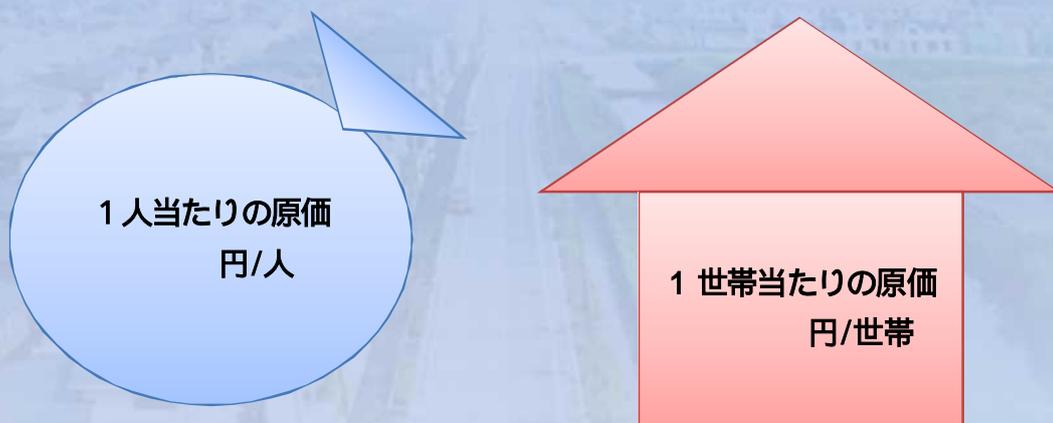
ごみ削減効果により 1t 当たりの原価は高くなっていますが、1 人当たりの原価は低くなっています。

2 - 5 ステークホルダ への説明における活用例

一般廃棄物会計基準では、対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等のコスト分析に関する標準的な分析手法を示しています。これを活用して、住民や事業者に対して一般廃棄物処理に係る費用を示すことができます。

活用例 住民へのごみ処理に係る費用を公表

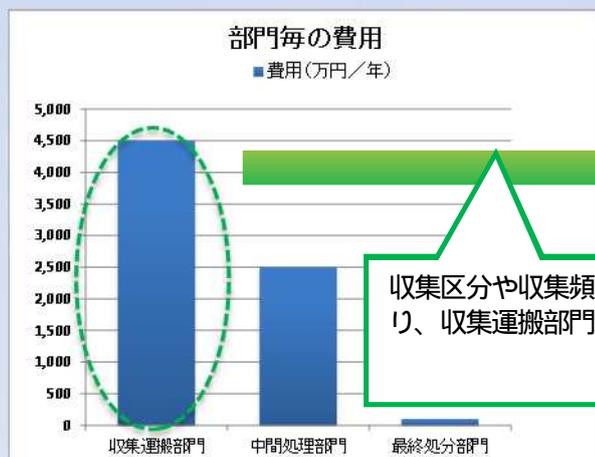
住民のごみ処理に関する関心を集めるために、1人当たりの原価や1世帯当たりの原価等、住民にわかりやすい形で公表する。



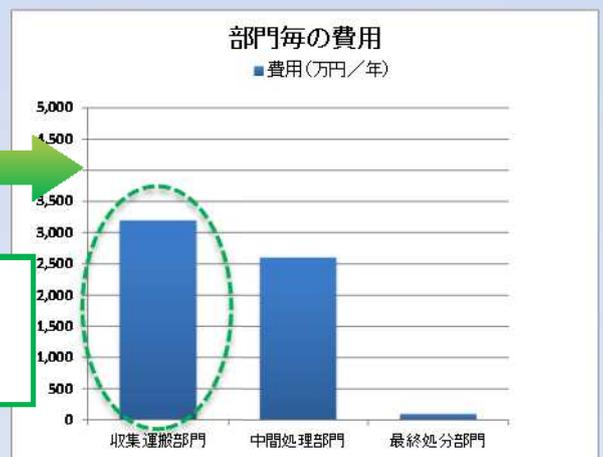
活用例 収集区分・収集頻度の変更

収集区分や収集頻度変更後の費用を試算し、変更前と変更後における費用の違いをわかりやすい形で公表する。

<変更前>



<変更後>



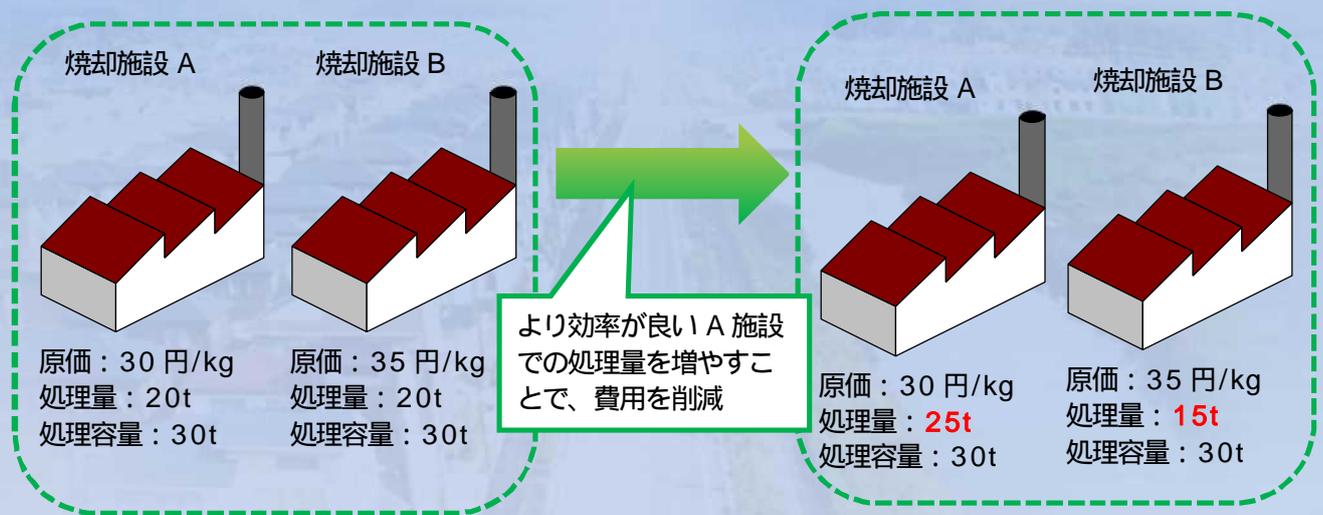
収集区分や収集頻度の変更により、収集運搬部門の費用を削減

2 - 6 ごみ処理基本計画等の策定や事業体制の見直しにおける活用例

「原価計算書」に加え、「行政コスト計算書」や「資産・負債一覧」を保有施設（資産）の有効活用、更新や修繕の計画的な実施に活用できます。また、事業体制の見直しにも活用することができます。

活用例 保有施設の効率的な活用、更新・修繕計画の検討に活用

施設ごとの原価を算出することにより、より効率的な施設でより多くの処理を行う等の検討に活用する。

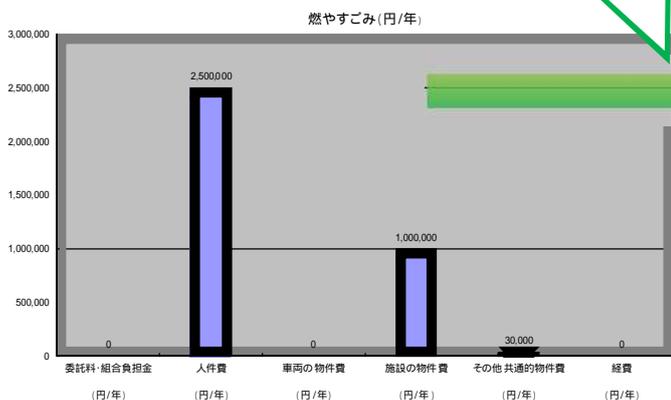


活用例 焼却施設の事業体制の変更の検討に活用

現状の費用に対して、事業体制を変更した場合の費用を試算し、事業体制の見直しに活用する。

PFIやDBO等を導入することにより費用を削減

< 変更前 >



< 変更後 >

